

岩手県告示第413号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を、令和元年11月15日から同年12月10日までと定めた。

令和元年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也